

6-1 菜豆（高級菜豆）

A 栽培管理カレンダー

月 旬	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
作型	○は種、△開花始め、■収穫、▲その他栽培管理法等																										
除草剤 施用時期	○																										
主要 病害 虫 発生 時期	立枯病																										
	種子種毒																										
	○																										
	○																										
	○																										

【凡例】 作型図 ○は種、△開花始め、■収穫、▲その他栽培管理法等
 主要病害虫発生時期図：——発生時期、○基幹防除時期、(○)臨機防除時期、▲発生状況調査等 (○内数字は成分数)
 ◎同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除
 注)各作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

B 主なクリーン農業技術の概要

(1) 土づくり

- 基盤整備
 - ・排水対策の実施
 - ・貫入式土壌硬度計などを用いた耕盤層硬度の測定
 - ・有材心土改良耕などの土壌改良
- 有機物の施用
 - ・たい肥（1 t / 10a）施用を基本とした土づくり

(2) 施肥管理

- 土壌診断による施肥の適正化
 - ・土壌診断を行い、その結果を活用した「施肥対応」等による適正施肥（ただし、窒素は診断項目に含まれない。）
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
 - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素の適正化（ただし、基肥窒素は初期生育確保のため 2 kg / 10a を下限とする。）

(3) 雑草の防除

- 適正な輪作体系の保持
- 株間除草機の使用
- バンドスプレーヤによる薬剤の1/2～1/3減量
- 優先雑草に合わせた除草剤の適正使用
- 種草取りによる次年度の雑草発生量抑制

(4) 病害虫の防除

- 化学的防除の効率化
 - ・アズキノメイガ越冬幼虫密度の低下対策として、必要に応じた支柱のくん蒸処理
- 耕種的防除
 - ・タネバエ被害回避対策として、有機物の前年秋施用・前作の適切な残渣処理
 - ・灰色かび病、菌核病の発生抑制対策として、適切な肥培管理による過繁茂回避
 - ・ダイズシストセンチュウ密度低下対策として、非寄主作物を入れた4年以上の輪作

(5) 植物成長調整剤の使用

使用しない。

C 栽培に当たっての留意事項

なし

D 栽培に当たっての禁止事項

なし

E 肥料及び化学肥料の使用基準

分類	慣行	使用基準			
	化学肥料施用量 (kg/10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥施用量 (上限値、t/10a)
露地	7.0	4.0	1.0	3.0	3.0

- 注1 たい肥 1 t 当たり 1 k g の窒素換算量とする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。
- 注2 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。
- 注3 たい肥施用量は輪作内での平均値も認めるが、1年間の施用量が5 t を超えないものとする。
- 注4 たい肥施用量上限値は「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を施用した場合にのみ適用するものとする。
- 注5 前作の圃場副産物（麦稈等）は、たい肥に相当する有機物とは見なさないものとする。

F 化学合成農薬の使用基準

(単位：成分使用回数)

作型	慣行						使用基準													
	殺菌剤		殺虫剤	殺虫・殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計				
	(種子消毒)							基幹 (種子消毒)	臨機	基幹 (種子消毒)	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	合計		
露地	5	(3)	4	0	2	0	11	5	(1)	1	1	(1)	1	1	0	0	0	7	2	9

- 注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載
 基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除
 臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除
- 注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。
- 注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。
- 注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

G 注釈

●土壌診断の実施 窒素の分析は義務化しないが、的確な施肥を行うため実施に努める。

●バンドスプレーヤ

薬液を带状に散布できるよう改良されたスプレーヤ。このため、除草剤を圃場全体でなく、畦間のみ散布できるため、除草剤の量を減らすことができる。畦間散布した場合、作物体への薬液の付着は少ない。